

岡山市水道に関する意識調査業務委託企画競争実施の公示

岡山市水道局委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月18日

岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭

1 目的

岡山市水道に関する意識調査業務委託を実施するにあたり、企画提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 本業務の概要

- (1) 委託名 岡山市水道に関する意識調査業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照。
- (3) 履行期間 契約日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 概算予算額 総額 4,914,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払条件 業務完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）

本契約に係る契約保証金の種類は、①銀行等の金融機関の保証、②履行保証保険、③契約保証金の納付、④有価証券の提供による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 企画競争参加申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登録され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。
- (3) 企画競争参加申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。また、岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 平成26年4月1日以降で、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注する、住民・国民を対象とした意識調査の調査集計分析等業務（分析業務を含む意識調査業務も可）を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程及び期限
仕様書等の交付	公示日から令和7年3月11日（火）まで
仕様書等に関する質問受付	令和7年2月25日（火）午後3時まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年3月3日（月）午後5時掲載
企画提案書等の提出	令和7年3月4日（火）から令和7年3月21日（金）必着
審査（プレゼンテーション）	令和7年3月27日（木）頃を予定
審査結果の通知	令和7年3月31日（月）頃を予定

5 仕様書等の交付方法

岡山市水道局ホームページ（事業者の方へ>入札・契約情報>ページ>役務等（公募型企画競争情報（プロポーザル））からのダウンロードによること。

■ ホームページアドレス

<https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku/page/837.html>

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

「質問書」（様式1）に質問事項を記入し、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市水道に関する意識調査業務委託」として、岡山市水道局総務部企画総務課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、必ず電話（直通電話：086-234-5907）により、到着確認を行うこと。

■ 電子メールアドレス soumu@water.okayama.okayama.jp

■ 件名 「【企画競争質問】岡山市水道に関する意識調査業務委託」

■ 期間 公示日から令和7年2月25日（火） 午後3時まで

(2) 回答方法

令和7年3月3日（月）午後5時に、岡山市水道局ホームページ（事業者の方へ>入札・契約情報>ページ>役務等（公募型企画競争情報（プロポーザル））に掲載予定

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年3月4日（火）から令和7年3月21日（金）必着

(2) 提出方法

岡山市水道局総務部企画総務課企画広報係宛に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から正午、午後1時から午後5時とする。

郵送の場合は、封筒に「岡山市水道に関する意識調査業務委託企画提案書等在中」と朱書きのうえ、一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送し、提出期間内に必着とする。

(3) 提出書類及び部数

①企画競争参加申込書（様式2）

②企画提案書（様式4）

別紙2「岡山市水道に関する意識調査へのご協力のお願い」調査票等をもとに、下記事項について提案すること。記入欄が不足する場合は行を広げて記入すること。提案事項エ及びオについては、自由様式とする。

ア 業務実績

イ 業務体制

ウ スケジュール

エ 分析に関する提案（2項目）

オ 報告書作成に関する提案（2項目）

カ 経費

(4) 提出部数

①企画競争参加申込書 1部

②企画提案書 8部

・提案事業所名「商号又は名称」、代表者印があるもの及び「業務責任者名」「主任研究員名」の記載があるもの1部（正本）

・提案事業所名「商号又は名称」及び「業務責任者名」「主任研究員名」の記載がないもの7部（副本）

(5) 注意事項

①企画提案書は1社1提案とする。

②質問回答の内容を確認のうえ、提出すること。

③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由があっても特定されない。

④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

⑤企画競争参加申込書等提出後の辞退については、「取り下げ願い書（様式3）」を持参により提出すること。

⑥連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。

8 特定方法等

(1) 審査体制等

岡山市水道に関する意識調査業務委託企画競争委員会（以下、「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は、企画提案書を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査する。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者を特定する。
- ③最高得点者が複数のときは、見積額が最も低い提案者を最適提案者とする。

(3) プレゼンテーションの実施

- ①1事業者につき20分程度のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を実施する。（詳細な日時、場所については後日連絡）
- ②プレゼンテーションでは企画提案書のみ使用可能とする。
- ③プレゼンテーションに参加する人数は、2名までとする。

(4) 評価基準

別紙3のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適提案者に対しては特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

- (1) この企画競争によって特定された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法によ

り契約を締結する。

- (2) 最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等、本企画競争への参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査以外に使用しない。
- (3) 企画提案書は、原則返却しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提出書類は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) 概算予算額は、本業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示の定めるもののほか、契約規程その他関係規程に定めるところによる。
- (9) 令和7年3月31日までに市議会で本業務に係る令和7年度予算の議決が得られないときは、契約手続を中止とする。

11 受付等を行う日及び時間

- (1) 受付日 月曜日から金曜日（祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時の間

【提出先・問い合わせ先】

岡山市水道局 総務部 企画総務課 企画広報係（岡山市水道局本局3階）
〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
電話 086-234-5907 FAX 086-221-8907
電子メール soumu@water.okayama.okayama.jp